

大阪市告示第800号

次の金融機関の店舗について、指定取消しの決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和6年6月6日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	取 消 年 月 日	継 承 店
成協信用組合	田辺支店	〒546-0031 大阪市東住吉区田辺 6丁目4番4号	令和6年 6月21日	平野支店

（会計室会計管理担当）